

## 資料4

国立大学法人評価委員会  
大学共同利用機関法人分科会  
業務及び財務等審議専門部会  
(第26回) H26. 8. 1

### 大学共同利用機関法人の役員退職手当規程の改正について

#### 1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

(別紙参照)

- 退職手当の支給制限及び返納制度を設ける改正

#### 2 その他の改正について

- なし

## 1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

改正内容	法人数	法人名
退職手当について支給制限及び返納の制度を設ける改正	2	自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構

(参考)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(概要)

## 【施行日】

平成21年4月1日

## 【改正概要】

- ① 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職者に退職手当の返納を命ずることができる。  
(改正前は、禁錮以上の刑に処せられた場合に限る。)  
※ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限できる。  
(改正前は、退職手当の支給の制限は不可。)
- ② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡している場合、支払前であれば遺族に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族に返納を命ずることができる。  
(改正前は、対応不可。)
- ③ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することができる。また、返納を命ずる際にも一部を返納することができる。  
(改正前は、一律不支給。)
- ④ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、若しくは、返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会に諮問することとする。

(参 考)

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)  
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。